

平成 28 年 11 月 21 日

各位

会社名 株式会社 ALBERT
代表者名 代表取締役社長 上村 崇
(コード番号：3906 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
(TEL. 03-5909-7510)

第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

当社は、平成28年11月21日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社ウィズ・パートナーズ（以下、「ウィズ・パートナーズ」といいます。）が業務執行組合員を務めるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当（以下、「本件第三者割当」といいます。）の方法による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズとの間で投資契約書（以下、「本投資契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 28 年 12 月 8 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 60,247,250 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	1,990,000 株
(5) 資金調達額	2,409,890,000 円
(6) 転換価額	1,211 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) その他	(1) 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 (2) 割当予定先による償還請求 割当予定先は、以下①乃至④のいずれかの事項が決定又は承認された場合、又は以下⑤の事項があった場合に限り、払込期日以降、平成 30 年 12 月 8 日まで（当日を含みます。）の間は、償還すべき日の 15 営業日前までに当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する本社債の全部又は一部を額面金額に 110.0%の割合を乗じた金額で繰上償還することを請求することができます。 ① 当社の組織再編行為 ② 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け

	<p>③ 当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て</p> <p>④ 当社の普通株式の上場廃止又はその決定</p> <p>⑤ 当社による本投資契約の重大な違反があった場合、又は軽微な違反についてウィズ・パートナーズからは是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合</p>
--	---

2. 募集の目的及び理由

当社の扱う技術領域、特に人工知能（以下、AI といいます）に関する技術動向は、自動運転車開発、ドローン、IoT（Internet of Things＝モノのインターネット）、Fintech 等今後大きな市場を作るであろうといわれている産業分野での活用が期待されており、日本だけにとどまらず、世界的な開発競争が激化してきている状況で、技術開発に投下される金額はますます大きくなり、開発のスピードもまた加速してきております。

この競争を勝ち抜くためには、当社もまた積極的な開発が必要ですが、現状それに従事するデータサイエンティスト（*1）は不足しております。その為、データサイエンティストの積極的な採用による人員の増強と、増強した人員による自社製品開発のために、大型の投資が必要であると考えております。

また当社は、平成 28 年 10 月 24 日に適時開示いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り、アナリティクスコンサルティング（*2）事業においてデータサイエンティストが不足していることから、受注を諦めざるを得ない案件が発生するという機会損失が生じたことを一つの要因として 2 期連続の赤字決算の予想となっており、早期に収益構造の改善を行わなければ、成長はおろか、業績及び財務のさらなる悪化を招き、株式価値は低下するものと予想しています。

現行のシステムソリューション事業において、マーケティング領域の自社製品である smartic!DMP（*3）や Logreco（*4）などは今後も相応の売上の計上が期待できるものの、競合サービスが増加するなど競争環境が激しくなっており成長余地は限られているため、マーケティング以外にもビジネス領域を拡大することで収益基盤を広げ、且つ月額利用料やライセンス料が定期的に計上できる収益性の高いストック型のビジネスモデルを確立するためには、それを実現するための新たな自社製品の開発が不可欠であり、その為の積極的な研究開発が必要です。

また、アナリティクスコンサルティング事業においても、自動運転車開発の支援や、IoT、Fintech など、成長性の高い分野での引き合いは多いものの、現状、データサイエンティストが不足していることからアサインできる余力が限られているため、前述の通り機会損失が生じている状況であり、データサイエンティストの大幅な増員によりこれらの機会損失を解消することで事業規模を拡大し、収益構造を改善する必要があります。

（*1）データサイエンティストとは、ビッグデータを統計を駆使して分析することによって、ビジネスの問題解決に有用な知見を引き出すことのできる人材を指します。

（*2）アナリティクスコンサルティングとは、企業に蓄積されるビッグデータを当社のデータサイエンティストが高度な分析技術を用いて分析した上で、そこから得られる示唆や問題解決策の提言等を行うコンサルティングサービスです。

（*3）smartic!DMP は、当社が独自開発した DMP（データマネジメントプラットフォーム）です。DMP は購買データやウェブ上の行動ログなどのビッグデータを一元管理するデータベースに蓄積し、システムによって自動的に分析することで、ウェブサイト上に表示するコンテンツやメールの配信、広告配信などの最適化を自動実行するためのシステムです。

（*4）Logreco とは、当社が独自開発したレコメンドエンジンです。レコメンドエンジンとは、ウェブサイト等の訪問者の行動ログを学習することで、最適な商品やサービスを自動的に推薦するに対しシステムのことです。

以上の状況を踏まえ、当社としては、成長を期待される AI 市場の中で、高成長する機会を享受するためには、大型の資本及び経営リソースの増強が必要であると判断し、資金調達の可能性を模索してまいりました。

今回、ヘルスケア、AI、金融などの業界に造詣の深いウィズ・パートナーズから、資金調達及び経営戦略の転換のご提案を受け、両社は時間をかけて、当社の方向性につき討議を重ねてまいりました。議論の結果、割当予定先であるウィズ・パートナーズが運営する投資事業有限責任組合から調達する資金を使うことで、当社の強みである分析力を活用したアナリティクスコンサルティング事業については規模を拡大することで機会損失を解消し、システムソリューション事業については自社製品・サービスの開発を加速させることで、マーケティング分野以外の分野においてもライセンス売上や月額利用料を得られるストック型のビジネスモデルへの転換を実現してまいります。

また、本件の資金調達資金を平成 27 年 1 月 15 日、同 1 月 30 日並びに 2 月 10 日に提出した有価証券届出書（新規公開時）及び訂正有価証券届出書に記載したデータ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用・育成に係る人件費は当初計画通り充当されておりますが、アナリティクスコンサルティング事業の拡大には、さらにデータサイエンティスト（データ・アナリスト）を多く採用する必要があるため、今回の調達資金も引き続き人材採用に充当するものであります。

3. 募集に関して留意した点

当社は、株主の利益に配慮しつつ、かつ目的とする資金調達の達成するため、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。このような状況の中で、ウィズ・パートナーズから、本新株予約権付社債の発行による事業資金投資の提案があり、その検討を進めてまいりました。

下記のとおり他の資金調達方法とも比較し、本新株予約権付社債の発行が株価への下落圧力を回避し、既存株主の利益に十分配慮しつつ、必要資金を調達し、企業価値を最大化するという当社のニーズを充足しうる、現時点における最良の選択肢であると判断しました。

<資金調達方法の検討及び本資金調達を選択した理由>

以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

A. 金融機関からの借入れ

当社は銀行を中心とする金融機関との取引が浅く、不動産等の担保力を有する資産も無い為、当社が必要とする資金の融資を受けることは難しい状況であります。

B. 新株式の発行

(a) 公募増資による新株式の発行

公募増資による新株式の発行については、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができるため、当社にとって望ましい資金調達手段であります。しかし、公募増資については調達まで要する期間が長期化することが想定され、機動的な資金調達を実施することが難しい状況です。

(b) 第三者割当てによる新株式の発行

第三者割当てによる新株式の発行については、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができるため、当社にとって望ましい資金調達手段であります。しかし、第三者割当て増資については当社が必要とする資金の抛出しリスクを受け入れる候補先が現れなかった為、引受先を見つけることが難しい状況です。

(c) 株主割当てによる新株式の発行

株主割当てによる新株式の発行については、既存株主に対して新株を発行するため、希薄化抑制効果はありますが、一方で失権が生じた場合、当社が必要とする資金調達額を下回る可能性が懸念されます。

C. 社債の発行

社債の発行は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能であるため、有効な資金調達手段で

ありますが、当社の現在における損益の状況においては、当社が必要とする資金の引受先を見つけることが難しい状況であります。

D. 新株予約権の発行

新株予約権による資金調達の場合は、権利行使の状況に応じて一度に希薄化が起こることを避けることはできますが、一方で当社の資金調達は株価動向次第となってしまう可能性があり、株価が低迷する局面では権利行使が進まず、長期にわたって資金導入が進まない可能性や実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性が懸念されます。従って、新株予約権による方法では、機動的かつ十分な資金調達が困難であると判断しました。

E. 転換社債型新株予約権付社債の発行

転換社債型新株予約権付社債による資金調達は、株価動向によっては転換が進まず、残存している社債を償還しなければならない可能性があるというデメリットがあります。

一方、転換価額が固定されていることから、株価が転換価額を下回る場合には転換は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えられること、金融機関からの借入れや社債と違い無金利で調達する方法が存在することや、投資家が転換社債型新株予約権付社債を株式に転換すると、「社債」という負債が「株式」という自己資本になることから、当社の財務面が改善するというメリットがあります。

当社は、メリット、デメリット双方を慎重に検討した結果、当社にとって発行時にすぐ資金調達できる方法であること、及び当社が必要とする資金規模を満たす引受先がいること等から、当社の現在の状況において、転換社債型新株予約権付社債の発行が最良の選択肢であると判断しました。

<当社のニーズに応じ、配慮した点>

① 株価への影響の軽減

本新株予約権付社債の転換価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議の日（以下「発行決議日」といいます。）の前取引日である平成28年11月18日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の1,211円を参考として、同額の1,211円（ディスカウント率0%）といたしました。

転換価額の算定方法について、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値1,211円を基準といたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成28年11月11日付「平成28年12月期第3四半期決算短信」において公表した直近の四半期末の財務状況を踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の発行決議時点における株式価値をより適正に反映されていることから本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすることが、適当であると判断したためであります。

参考までに、本新株予約権付社債の転換価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,279円に対し5.3%のディスカウント、過去3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,242円に対し2.5%のディスカウント、また、過去1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,231円に対し1.6%のディスカウントとなっております。

② 希薄化の抑制

転換価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。

本新株予約権付社債の転換は、比較的長期間にわたって徐々に実行される可能性があるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。

また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては円滑な本新株予約権付社債の転換が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達が実現できます。

<資本政策の柔軟性について>

今回発行する本新株予約権付社債については、当社の判断により、平成28年12月8日以降その全部又は一部を繰上償還することが可能であり、資本政策の柔軟性を一定程度確保できます。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	2,409,890,000円
(内訳)	
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行	2,409,890,000円
②発行諸費用の概算額	21,034,615円
③差引手取概算額	2,388,855,385円

(注)

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用5,000,000円、新株予約付社債算定評価報酬費用4,500,000円、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用2,500,000円、登録免許税8,434,615円、その他の事務費用600,000円（有価証券届出書作成、変更登記費用等）の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権付社債の発行により調達する具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
①運転資金	1,256,000千円	平成29年1月～平成31年12月
②設備投資資金	180,000千円	平成29年1月～平成31年12月
③研究開発費	952,855千円	平成29年1月～平成31年12月
合計	2,388,855千円	—

発行時に入金する本新株予約権付社債の手取金2,379,000千円は、以下の使途に充当する予定です。

①運転資金

具体的な使途	金額	支出予定時期
新規採用データサイエンティストの人件費	800,000千円	平成29年1月～平成31年12月
人材採用に必要な費用	240,000千円	平成29年1月～平成31年12月
人員採用に伴うオフィス増床による賃料増加費用	216,000千円	平成29年1月～平成31年12月
合計	1,256,000千円	

上記資金は、当社が従前より行っているアナリティクスコンサルティング事業の拡大の為に計画しているデータサイエンティストの新規採用人件費、データサイエンティストの人材採用に際して必要な人材紹介会社への支払い手数料等の費用、人員が増加することに伴い新たにオフィスを借りる際に発生するオフィス賃料増加分に充当する予定です。

また、上記の新規採用データサイエンティスト新規採用の人件費については、新規採用から1年間は教育期間に充当する予定であり、当該人件費には教育にかかる費用も含まれます。

なお、データサイエンティストの新規採用人件費については、平成27年1月15日、同1月30日並びに2月10日に提出した有価証券届出書（新規公開時）及び訂正有価証券届出書に記載した調達資金の資金使途である「データ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用・育成に係る人件費」と一部同じ使途となります。アナリティクスコンサルティング事業の拡大のためには、さらにデータサイエンティストを増加する必要があるため、今回の調達資金も引き続き人材採用に充当するものであります。

また、新たに採用を計画しているデータサイエンティストの増員に伴い、現オフィス以外のオフィススペースを確保する必要がある為、本件調達資金をもってオフィス賃料増加分に充当するものであります。

具体的な支出予定時期は、以下の通りです。

(a) 平成29年12月期にデータサイエンティストの採用に伴い、新たに支払いが発生する人件費として400,000千円、人材採用に必要な費用として120,000千円、オフィス拡張に伴う賃料増加分として36,000千円、合計556,000千円。

(b) 平成30年12月期にデータサイエンティストの採用に伴い、新たに支払いが発生する人件費として240,000千円、人材採用に必要な費用として72,000千円、オフィス拡張に伴う賃料増加分として72,000千円、合計384,000千円。

(c) 平成31年12月期にデータサイエンティストの採用に伴い、新たに支払いが発生する人件費として160,000千円、人材採用に必要な費用として48,000千円、オフィス拡張に伴う賃料増加分として108,000千円、合計316,000千円。

②設備投資資金

具体的な使途	金額	支出予定時期
設備投資資金	180,000千円	平成29年1月～平成31年12月
合計	180,000千円	—

上記資金は、上記①運転資金に記載いたしましたアナリティクスコンサルティング事業拡大の為に計画しているデータサイエンティスト新規採用、人員増加に伴い、新たにオフィスを借りる際に発生する保証金及びパーティション等の建物付属設備の取得に充当することを目的といたしております。

具体的な支出予定時期は、以下の通りです。

(a) 平成29年12月期にオフィス拡張に伴う保証金の支払いとして30,000千円、パーティション等の建物付属設備の取得費用として30,000千円、合計60,000千円。

(b) 平成30年12月期にオフィス拡張に伴う保証金の支払いとして30,000千円、パーティション等の建物付属設備の取得費用として30,000千円、合計60,000千円。

(c) 平成31年12月期にオフィス拡張に伴う保証金の支払いとして30,000千円、パーティション等の建物付属設備の取得費用として30,000千円、合計60,000千円。

③研究開発費

具体的な使途	金額	支出予定時期
(A) 目的別汎用AIの研究開発	240,000千円	平成29年1月～平成31年12月
(B) IoTスマートファクトリー研究開発	240,000千円	平成29年1月～平成31年12月
(C) ヘルスケア・医療向け研究開発	240,000千円	平成29年1月～平成31年12月
(D) 組込みAI研究開発	232,855千円	平成29年1月～平成31年12月
合計	952,855千円	—

(注) 上記(D)組込みAI研究開発費は必要額240,000千円に対し、7,145千円不足いたします

が、不足額につきましては、自己資金を充当する予定です。

上記資金は、以下の研究開発を行い、その研究開発の成果として自社製品の提供によるストック型の売上を計上する事業モデルを確立し、将来的な収益の柱とすることを目的といたしております。なお、研究開発費の内訳は、当該業務に従事する人員の人件費を想定しております。

(A) 目的別汎用AIの研究開発

AI・チャットボット、画像認識AI、文字・音声認識AI、強化学習、オンライン学習を実現するAI製品の開発を目的といたしております。

(B) IoTスマートファクトリー研究開発

センサーデータの収集、蓄積、分析、活用をAIによって実現し、生産効率、エネルギー効率の最適化、故障検知や不良予測等をする製品の開発を目的といたしております。

(C) ヘルスケア・医療向け研究開発

MRI・CT等の映像医療機器や電子顕微鏡等の画像データをAIで学習し、病名判定や病原の特定、遠隔医療等に应用可能な製品の開発を目的といたしております。

(D) 組込みAI研究開発

ドローンやロボット等、インターネットを経由せず、部品内でディープラーニングアルゴリズムを動かす重要技術・製品の開発を目的といたしております。

開発内容の詳細については、下記（参考：研究開発内容詳細）に記載の通りです。

具体的な支出予定時期は、以下の通りです。（a）平成29年12月期における上記の研究開発費として（A）～（D）にそれぞれ80,000千円、合計240,000千円。

（b）平成30年12月期における上記の研究開発費として（A）～（D）にそれぞれ80,000千円、合計240,000千円。

（c）平成31年12月期における上記の研究開発費として（A）～（D）にそれぞれ80,000千円、合計240,000千円。

（注）1 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関にて管理いたします。

2 具体的な用途及び金額については、今後の状況の変化に応じて変更する可能性があります。最終的に用途が決定された場合及び用途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。

(参考：研究開発内容詳細)

A. 目的別汎用 AI	AI・チャットボット	Web やコールセンターにおいて、人工知能による自動接客を実現する技術の開発。
	画像認識 AI	画像および動画の認識 AI は、自動運転技術、防犯・監視や農業のオートメーション化のキーテクノロジー。
	文字・音声認識 AI	デジタルテキスト化していない書類や会話音声等を認識する技術。OCR による入力や人による接客にとってかわる。
	強化学習	AI が試行錯誤を繰り返して最適な行動に近づいていく「教師なし」学習はロボティクスの要素技術となる。
	オンライン学習	現在のディープラーニングでは、人手によるチューニングが不可欠であるが、AI が自らモデルを再構築していく技術上のブレイクスルー。
B. IoT スマートファクトリー		センサーデータの収集、蓄積、分析、活用を AI によって実現し、生産効率、エネルギー効率の最適化、故障検知や不良予測等をする製品の開発。
C. ヘルスケア・医療向け AI		MRI・CT 等の映像医療機器や電子顕微鏡等の画像データを AI で学習し、病名判定や病原の特定、遠隔医療等に応用可能な製品の開発。
D. 組み込み AI		ドローンやロボット等、ネットを経由しないで、部品内でディープラーニングアルゴリズムを動かす重要技術・製品の開発。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当により調達する資金は、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の転換価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議の日（以下「発行決議日」といいます。）の前取引日である平成28年11月18日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の1,211円を参考として、同額の1,211円（ディスカウント率0%）といたしました。

転換価額の算定方法について、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値1,211円を基準といたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成28年11月11日付「平成28年12月期第3四半期決算短信」において公表した直近の四半期末の財務状況を踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の発行決議時点における株式価値をより適正に反映されていることから本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすることが、適当であると判断したためであります。

参考までに、本新株予約権付社債の転換価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去6ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,279円に対し5.3%のディスカウント、過去3ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,242円に対し2.5%のディスカウント、また、過去1ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,231円に対し1.6%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の発行価格の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「プルータス・コンサルティング」

という。) に対して価値算定を依頼しました。

本新株予約権付社債については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(約3年間)、無リスク利率($\Delta 0.126\%$)、株価変動性(71.19%)、発行会社及び割当予定先の行動、その他本新株予約権付社債の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)とプルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり約97円93銭)を比較した結果、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではないため、本新株予約権付社債の発行価格につきましては、特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

さらに、当社は本新株予約権付社債の発行については、ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(東京都港区)(以下「ベーカー&マッケンジー」という。)に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、当社と割当予定先の無限責任組合員であるウィズ・パートナーズとの投資契約書や有価証券届出書、プルータス・コンサルティングの価値評価報告書等必要な書類を考察し、当社と割当予定先との間の契約の締結や本新株予約権付社債の割当日における発行等が日本国の法令その他に抵触しないか等を検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見書を平成28年11月21日付で受領しております。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)からは、本新株予約権付社債の発行要項の内容及び上記の「平成28年11月18日付のプルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債の発行条件が適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

また、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)は、下記の各点に鑑み、本新株予約権付社債の発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断しております。

- ・ 本新株予約権付社債の発行について、監査役会として本件第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・ プルータス・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーは企業価値評価実務、発行実務及びこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を有し、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ 発行条件等については企業価値評価に実績のあるプルータス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・ 平成28年11月18日付のプルータス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権付社債は有利発行に該当しないこと。
- ・ 上記の点から、プルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・ ベーカー&マッケンジーの平成28年11月21日付意見書を確認し、適法性に問題がないこと。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本転換社債型新株予約権の転換により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,990,000株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

上記のとおり、本新株予約権付社債に係る潜在株式数は、合計最大で1,990,000株(議決権の数は19,900個)であり、平成28年9月30日現在の発行済株式総数2,178,900株に対して、合計91.33%、

総議決権数21,776個に対して91.39%となります。

当社は、本件第三者割当により、大規模な資金調達を行い収益構造の改善を行わなければ、成長はおろか、業績及び財務のさらなる悪化を招き、株式価値は低下するものと予想しています。本件調達を行い、「2. 募集の目的及び理由」に記載の通りシステムソリューション事業においてビジネス領域を拡大することで収益基盤を広げ、且つ収益性の高いストック型のビジネスモデルを確立すること、並びに、アナリティクスコンサルティング事業においてデータサイエンティストの大幅な増員により事業規模を拡大することで収益構造を改善することは、当社の経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上に寄与すると考えており、本件第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、当社としましては、企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。本新株予約権付社債に係る発行数量は、純資産の充実という観点から、毀損が進んでいる純資産を早期に回復、及び当社の資金需要に対応する資金を確保できるという点において、有用と判断しております。

なお、本新株予約権付社債は、転換価額が固定されていることから、株価が転換価額を下回る場合には転換は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、割当予定先の持つノウハウ、ネットワークを活用して、既存事業のテコ入れ、成長投資を行うことで中長期的には、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株予約権付社債は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

しかしながら、本新株予約権付社債は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、第三者委員会の意見を取得いたしております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成28年11月21日現在)

(1)	名 称	ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	
(2)	所 在 地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
(4)	組 成 目 的	日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。	
(5)	組 成 日	平成26年10月1日	
(6)	出 資 の 総 額	12,800,000,000円	
(7)	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	46.88% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ※上記以外に10%以上の出資者はありません。 なお、本組合の無限責任組合員であるウィズ・パートナーズは、3.91%を出資しております。	
(8)	業務執行組合員の概要	名 称	株式会社ウィズ・パートナーズ
		所 在 地	東京都港区愛宕二丁目5番1号

			愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36階
		代表者の 役職・氏名	代表取締役 CEO 安東俊夫
		事業内容	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
		資本金	1億円
(9)	当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
		当社と業務執行組合員との関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

当社は、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ並びにその役員、また割当予定先全出資者のうち未上場企業及び個人について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表取締役荒川一枝）に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

1. 公開情報

登記簿謄本等の官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集

2. 独自情報

公知情報からトクチョーが独自に構築した反社会的・反市場勢力のデータベースとの照合

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報はありませんでした。

その他の出資者のうち、主たる出資者である独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構のホームページに掲載されている「中小企業基盤整備機構『反社会的勢力に対する基本方針』について」において、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、東京証券取引所に上場する会社については、各社のホームページにおいて証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」において反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しました。

また、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズはファンド募集の際に、社内ルールに基づいた反社チェックを行っていると言頭での説明を受けました。

これらの結果当社は、割当予定先の関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。

なお、当社は、割当予定先、その業務執行組合員及び役員並びに割当予定先の主たる出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は設立以来、人工知能・機械学習技術といった最先端の分析技術を用いて、主に、マーケティング分野においてサービスを提供してまいりました。平成27年2月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、マーケティング分野においては収益をあげられる状況となりましたが、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した通り、2期連続の赤字計上を予測しているため、大規模な資金調達を行い事業モデルの変革を行わなければ、成長はおろか、業績及び財務のさらなる悪化を招き、株式価値は低下するものと予想しています。本件調達を行い、人材採用及び育成を推し進め、アナリティクスコンサルティング事業を拡大することに加え、自社製品開発によるストック型のビジネスモデルへの転換を推し進めることで、当社の経営の安定及び当社の企業価値の向上を実現し、ひいては既存株主の株式価値の向上を図っていく必要があります。

そのような状況の中、当社は、本資金調達にあたり割当先を選定する基準として、当社が望む資金調達規模の引受けが可能であること、早期に資金が調達できる方法で引受けが可能であること、調達後の資金使途について、当社の事業を理解した上で協力体制を築けるパートナーとなり得るかなどの観点から引受候補者を選定することとし、当社内の人脈及び取引関係者の中から複数の候補者と相談して参りました。

「3. 募集に関して留意した点<資金調達方法の検討及び本資金調達を選択した理由>」に記載のとおり、他の調達方法も含めて検討する中で、当該割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから本新株予約権付社債発行による資金調達スキームの提案を受けました。その結果ウィズ・パートナーズよりご提案頂いた本新株予約権付社債発行による資金調達が、当社の財務改善や既存株主の利益に十分に配慮しつつ、当社が望む資金調達規模の引受けが可能であること、早期に資金が調達できる方法で引受けが可能であること、面談を通じてウィズ・パートナーズはヘルスケア、AI、金融等に造詣が深いことが確認でき調達後の資金使途について当社の事業を理解した上で協力体制を築けるパートナーとなり得ると判断したこと、並びに、ウィズ・パートナーズが設立した本割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の組成目的が「日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展の支援を行う」ことであり、当社の取組んでいるAI領域が今後高い成長を期待されていること及び発展の支援を必要としていることと一致していることなども考慮し、今回当社は本割当予定先を選定いたしました。

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が大株主として一定の議決権を保持している場合において、当社の取締役の選解任に関して、ウィズ・パートナーズと当社は協議をおこなった後、ウィズ・パートナーズは、当社が取締役の選解任に関する株主総会の議題及び議案を決定する場合、以下の条件に従って、ウィズ・パートナーズは当社の取締役をウィズ・パートナーズの裁量で指名することができ、当社は当該指名に従うものとする旨、投資契約書に記載されております。

①割当予定先の保有する株式数（議決権ベース、潜在株式を含む。）が10%以上の場合は、当社の取締役の員数の40%以上（小数点以下の数値となる場合には小数点第一位を切り上げるものとする。）

②割当予定先の保有する株式数（議決権ベース、潜在株式を含む。）が1%以上10%未満の場合は、当社の取締役の員数の10%以上（小数点以下の数値となる場合には小数点第一位を切り上げるものとする。）

③割当予定先の保有する株式数（議決権ベース、潜在株式を含む。）が1%未満になった場合は、当該指名は出来ないものとする。

なお、割当予定先より取締役の派遣については、経営支配を目的としたものではない旨、口頭にて説明を受けております。

かかる説明を受け、当社は割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、ヘルスケア、AI、金融などの業界に造詣が深いことから、ウィズパートナーズから取締役の派遣を受けることにより、当社と他企業との提携等、当社の企業価値向上に資する施策（バリューアップ）を受けられるものと判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の本新株予約権付社債及び本転換社債型新株予約権を転換して取得する普通株式の保有方針については、中長期的に保有し、当社の人材の採用育成、事業開発に資金を充当するほか、ウィズ・パートナーズを通して他企業との提携等、当社の企業価値向上に資する施策を支援すると伺っております。

また、割当予定先は、当社の技術・事業開発等の事業上のシナジー効果に資することが見込まれる事業提携先、または当社の安定株主となり得る先への保有株式の譲渡、或いは、割当予定先の出資者に対する運用責任を遂行する立場から、適宜判断のうえ市場動向を勘案し、インサイダー取引規制等も考慮した上で、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の存続期間である平成31年12月31日、若しくは最長2年間の延長期間を含めた平成33年12月31日までに市場での売却も検討していると伺っております。また、本件第三者割当に伴い、割当予定先は当社代表取締役社長である上村崇が保有する当社普通株式152,800株につき合理的かつ割当予定先が満足する形で、割当予定先へ貸株を行う旨、投資契約書に記載されております。ただし本貸株に関しては、本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社の普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行うものとし、割当予定先はかかるヘッジ目的で行う以外の目的として、本貸株を利用した売付けは行わない旨、投資契約書に記載されております。

当社としては、かかる譲渡及び売却により、本新株予約権付社債の転換が円滑に進むことが見込まれ、当社の財務体質が改善され、企業価値が向上するものと考えております。

なお、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業提携等を支援する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることから、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズからウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は本日現在、総額128億円の資産を運用する予定である旨の報告を受け、本総額のうち本日現在で払込済み金額が63.3億円であるとの報告を受けております。なお、その残額の64.7億円については、同組合の組合契約では、必要な資金を組合契約に従って同組合の各投資家に請求することとなり、当社は当該投資家の名称及びその出資約束金額、並びにかかるキャピタル・コールを含む契約諸条件を「組合契約書」により確認しており、割当予定先より残額の64.7億円から本新株予約権付社債の払込みに充当する予定である旨報告を受けております。

また、銀行が発行する平成28年10月28日付の残高証明書を手入れし、払込に足る現金預金を保有していることを確認いたしました。

以上により、本新株予約権付社債の発行に係る払込みに係る払込みに支障はないと判断しております。

(5)株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役社長上村崇氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。割当予定先は、本転換社債型新株予約権の転換により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成28年9月30日）		募集後	
山川義介	13.39%	ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	47.73%
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	13.25%	山川義介	7.00%
上村崇	7.01%	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	6.93%
株式会社SBI証券	2.89%	上村崇	3.67%
山川奈緒子	2.30%	株式会社SBI証券	1.51%
日本証券金融株式会社	2.00%	山川奈緒子	1.21%
鈴木俊明	1.68%	日本証券金融株式会社	1.05%
佐藤めぐみ	1.60%	鈴木俊明	0.85%
投資事業組合オリックス11号 業務執行組合員 オリックス・キャピタル株式会社	1.37%	佐藤めぐみ	0.84%
松井証券株式会社	1.28%	投資事業組合オリックス11号 業務執行組合員 オリックス・キャピタル株式会社	0.72%

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の株主名簿をもとに算出しています。

2 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年9月30日現在の総議決権数（21,776個）で除して算出した数値であり、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年9月30日現在の総議決権数21,776個に、本転換社債型新株予約権が全て転換された場合に増加する株式に係る議決権数（19,900個）を加えた数で除して算出しております。

3 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」は、本転換社債型新株予約権が全て転換された場合に保有する株式数を記載しております。

4 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

9. 今後の見通し

本件第三者割当による本新株予約権付社債の発行による影響は、その効果の中長期的におよぶものであり、当期（平成28年12月期）の業績に与える影響は軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当による資金調達希薄化率が91.39%（議決権の総数に対する割合）となり、25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守

事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。そこで、当社は、本件第三者割当てに関する決議を行った平成28年11月21日開催の当社取締役会に先立ち、当社の社外取締役（弁護士 古田 利雄氏）、社外監査役（谷本 篤彦氏、江南 清司氏）及び社外の専門家（公認会計士稲森 信幸氏）、計4名で構成された第三者委員会に、本件第三者割当ての必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本件第三者割当てに関する事項（本新株予約権付社債発行の目的及び理由、資金調達額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当て先選定理由、本件第三者割当て後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し等）について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、第三者委員会から、下記のように判断する旨の意見を平成28年11月21日付で得ております。

本件資金調達は、平成28年9月30日現在の発行済株式総数2,178,900株に対して、本無担保転換社債型新株予約権付社債が全て行使された場合に発行される株式1,990,000株であり、既発行の株式について91.33%の希薄化を生じさせるものであり、希薄化の程度は極めて大きい。

しかしながら、本件資金調達は、下記①に記載の通り特に有利ではない発行価格によって行われるものであって、既存株主への経済的な損失を伴うものでないうえ、平成28年10月24日に適時開示いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り、平成28年1月29日に発表した平成28年12月期通期業績予想に対し、売上高が期初予想に対しマイナス17.9%、当期純利益が1百万円の予想に対し138百万円の純損失となる見込であり、当期純利益については、平成27年12月期に続き2期連続赤字予想となっている発行会社を取り巻く厳しい経営環境に鑑みると本件資金調達による収益構造の改善は、早急を実施すべき施策であり、かつ、本件資金調達は発行会社の財務基盤の強化と、人工知能分野におけるリーディングカンパニーを志向するという成長戦略の推進を可能とするものであって、発行会社の企業価値の向上を図ることが期待できるため、既存株主への利益保護に悖るものではないと評価できる。

また、本件第三者割当てによる調達資金は、貴社の企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものであることから、その資金調達の必要性が認められる。

①本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）とプルータス・コンサルティングの算定した公正価値（額面100円当たり約97円93銭）を比較した結果で、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではないため、本新株予約権付社債の発行価格につきましては、特に有利な条件に該当しないと判断される。

②本件第三者割当てにより調達された資金は、既存事業の強化及び事業構造の転換するための費用として使用されることが合理的に予想され、中長期的には既存株主の株式価値向上も期待でき、かつ、希薄化を伴う本件第三者割当てを行わない場合には、前期（平成27年12月期）、今期（平成28年12月期）業績予想の修正（平成28年10月24日開示）と2期連続して営業利益は赤字であり、また営業キャッシュ・フローがマイナスであること、日進月歩の技術革新が起こる業界において、限られたリソースの中で縮小均衡を行い、それを乗り越えてからの事業の拡大では、業界のスピードについていけないこと等を総合的に勘案し、本件第三者割当てを行わない方がかえって既存株主には不利益となる可能性も高いこと、また、普通株式を一括して発行するのではなく、希薄化の実現を緩和し、本転換社債型新株予約権の転換価額を固定する等、既存株主の利益にも配慮された措置が講じられていることに鑑みれば、本件第三者割当ては既存株主の利益を不当に損なうものではない。

③本件第三者割当てにより相応の希薄化を伴うものの、現状の会社の資金繰り、手元資金、財務状況、今後の営業利益及びキャッシュ・フローの状況並びに、過去からのトレンドに基づけば資金調達の緊急性が十分に認められることから、株主総会決議等を経ずに本件第三者割当てを実施すると取締役会が判断することには一定の合理性は認められる。

④会社の現状から他の資金調達方法を取ることが「3. 募集に関して留意した点<資金調達方法

の検討及び本資金調達を選択した理由」において説明している通り、実質的に難しいことから取締役会が本件第三者割当を現時点の貴社における資金調達方法として最適と判断することは合理的と考える。

⑤割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が大株主として一定の議決権を保持している場合において、当社の取締役の選解任に関して、ウィズ・パートナーズと当社は協議をおこなった後、ウィズ・パートナーズは、当社が取締役の選解任に関する株主総会の議題及び議案を決定する場合、以下の条件に従って、ウィズ・パートナーズは当社を取締役をウィズ・パートナーズの裁量で指名することができ、当社は当該指名に従うものとする旨、投資契約書に記載されている。

(a) 割当予定先の保有する株式数（議決権ベース、潜在株式を含む。）が10%以上の場合は、当社を取締役の員数の40%以上（小数点以下の数値となる場合には小数点第一位を切り上げるものとする。）

(b) 割当予定先の保有する株式数（議決権ベース、潜在株式を含む。）が1%以上10%未満の場合は、当社を取締役の員数の10%（小数点以下の数値となる場合には小数点第一位を切り上げるものとする。）

(c) 割当予定先の保有する株式数（議決権ベース、潜在株式を含む。）が1%未満になった場合は、当該指名は出来ないものとする。

ウィズ・パートナーズが潜在株式を含めた議決権割合に応じて、取締役を派遣することによって、ウィズ・パートナーズが、当社と他企業との提携等、当社の企業価値向上に資する施策（バリューアップ）を支援し、かつ調達後の資金使途について貴社の事業を理解した上で協力体制を築くことが想定されることを鑑みれば、一定の合理性が認められる。

以上のことから、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合を割当予定先として選定すると判断することについて著しく不合理な点は認められないことから、本件第三者割当により資金調達を行う相当性が認められる。

なお、本件第三者割当に係る取締役会に関し、当社取締役 古田利雄氏は、第三者委員会の委員長であることから、公正性を確保するため、本件資金調達に係る議案の審議に際しては発言を控え、決議は棄権しております。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
売上高	647百万円	918百万円	959百万円
営業利益	51百万円	166百万円	△33百万円
経常利益	53百万円	161百万円	△43百万円
当期純利益	94百万円	167百万円	△185百万円
1株当たり当期純利益	51.56円	91.37円	△90.48円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり純資産	121.02円	212.39円	394.85円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年11月21日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,178,900株	100%
現時点の転換価額（行使価）	297,200株	13.63%

額) における潜在株式数			
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—		—
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—		—

(注) 上記潜在株式数は当社役職員向けのストックオプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始値	—	—	6,040円
高値	—	—	8,160円
安値	—	—	999円
終値	—	—	1,010円

② 最近6ヶ月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始値	1,527円	1,620円	1,202円	1,090円	1,600円	1,147円
高値	1,547円	1,664円	1,329円	1,659円	1,740円	1,230円
安値	1,000円	1,169円	1,169円	1,020円	1,156円	1,040円
終値	1,500円	1,208円	1,208円	1,659円	1,162円	1,211円

(注) 平成28年11月の株価については、平成28年11月18日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年11月18日
始値	1,220円
高値	1,230円
安値	1,193円
終値	1,211円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① ブックビルディング方式による募集(新規公開時募集)

払込期日	平成27年2月18日
調達資金の額	509,200,000円(差引手取概算額)
発行価額	2,576円
募集時における発行済株式数	1,830,000株
当該募集による発行株式数	200,000株
募集後における発行済株式総数	2,030,000株

発行時における 当初の資金使途	①本社移転に伴う賃料増額分 120,000 千円 ②本社移転及び研修施設構築費用 66,000 千円 ③データ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用・育成に係る人件費 330,000 千円 ④ネットワーク負荷に対応するためのインフラ増強費用 112,468 千円 上記合計 628,468 千円
発行時における 支出予定時期	①本社移転に伴う賃料増額分（平成 27 年 2 月～平成 29 年 12 月） ②本社移転及び研修施設構築費用（平成 27 年 2 月～平成 29 年 12 月） ③データ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用・育成に係る人件費（平成 27 年 2 月～平成 29 年 12 月） ④ネットワーク負荷に対応するためのインフラ増強費用（平成 27 年 2 月～平成 29 年 12 月）
現時点における 充 当 状 況	本社移転に伴う賃料増額分：74,000 千円 本社移転及び研修施設構築費用：43,000 千円 データ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用・育成に係る人件費：180,000 千円 ネットワーク負荷に対応するためのインフラ増強費用：62,659 千円 合計 359,659 千円

②第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）

払 込 期 日	平成 27 年 3 月 23 日
調 達 資 金 の 額	102,323,000 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	2,576 円
募集時における 発行済株式数	2,030,000 株
当該募集による 発行株式数	46,300 株
募集後における 発行済株式総数	2,076,300 株
割 当 先	株式会社 SBI 証券
発行時における 当初の資金使途	ブックビルディングによる募集の差引手取概算額 509,200 千円と資金使途合計額 628,468 千円の不足分 112,968 千円のうち、102,323 千円を充当いたしております。
発行時における 支出予定時期	上記ブックビルディングによる募集に記載いたしました発行時における支出予定時期と変更ございません。
現時点における 充 当 状 況	本社移転及び研修施設構築費用：20,000 千円 データ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用・育成に係る人件費：20,000 千円 合計：40,000 千円

12. 発行要項
別紙 1 記載の通り

以上

株式会社 ALBERT 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

本要項は、株式会社 ALBERT (以下「当社」という。)が平成 28 年 11 月 21 日付の取締役会の決議により平成 28 年 12 月 8 日に発行する株式会社 ALBERT 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 株式会社ALBERT 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金2,409,890,000円(額面総額2,409,890,000円)
3. 各募集社債の金額 金60,247,250円の1種、券面数40枚
4. 各募集社債の払込金額 金60,247,250円(額面100円につき金100円)
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 平成28年12月8日
9. 申込取扱場所 株式会社ALBERT 経営管理部
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
10. 本社債の払込期日 平成28年12月8日
11. 本新株予約権の割当日 平成28年12月8日
12. 募集の方法 第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合(以下「割当先」という。)に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
 - (1) 担保提供制限 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
 - (2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

- (1) 本社債は、平成 31 年 12 月 27 日(以下「償還期限」という。)にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 当社は、平成 28 年 12 月 8 日以降、平成 31 年 12 月 26 日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。
 - ① 平成 29 年 1 月 8 日から平成 29 年 12 月 31 日までの期間： 100.5%
 - ② 平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの期間： 101.0%
 - ③ 平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 26 日までの期間： 101.5%
- (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成 31 年 12 月 27 日までの期間、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に 110.0%の割合を乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。
- (4) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第 15 項第(1)号又は第 16 項の規定に違背し、30 日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

19. 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
- (3) 転換価額
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる 1 株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、1,211 円とする。
- (4) 転換価額の調整
当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)
調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合
調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。
上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(6) 転

換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権を行使することができる期間
平成28年12月8日から平成31年12月26日までとする。但し、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成31年12

- 月 27 日以後に本新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の new 株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は 1,211 円とした。
- (15) 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (17) 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- (18) 本新株予約権の行使請求受付場所
株式会社ALBERT 経営管理部
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
20. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)
株式会社ALBERT 経営管理部
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第 21 項に定める公告に関する費用
- (2) 第 22 項に定める社債権者集会に関する費用

24. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。